

出向先会社の労基法違反を正当化する

JR東海会社見解は認められない

JR東海に団交開催を申し入れる

7月から乗務員に対して実施された54歳原則出向において、出向先会社のスリーエスでは、毎月発表される勤務表に「残業」の項目があり、労働基準法第32条の2に定める『1か月単位の変形労働時間制』の法定労働時間を大幅に超える勤務指定がされている。これは労働基準法違反そのものであることはいうまでもない。

だがJR東海会社は、このような勤務指定について「36協定を結んでいれば超勤前提の勤務は違法ではない」と、でたらめな主張をしている。

だが、36協定は決められた勤務に対する時間外労働(残業)や休日出勤を決めたものである。会社の主張は、勤務表による勤務指定の問題と、勤務表で指定された勤務に対する時間外労働(残業)や休日出勤の問題を一緒くたにしてごまかすものである。

われわれは、このようなでたらめな主張を看過することは出来ない。本日会社に対して団体交渉の開催を申し入れた。